

令和5年度申請のご案内

障がい者雇用促進補助金

～大和市内で障がい者を雇用中の中小企業に補助金を交付します～

対象

令和5年10月1日時点で、次の①～③の条件を全て満たす会社
(2023)

①大和市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業(※)であること
※中小企業基本法第2条第1項に規定する会社

②平成29年10月2日～令和4年10月1日に障がい者を新たに雇用し、
(2017) (2022)
1年以上常用雇用(雇用保険の被保険者として雇用)していること

※上記期間外に雇用が開始されていて、上記期間内に新たに障がい手帳を取得した場合は手帳を取得してから1年以上常用雇用が継続していれば対象になります。

対象となる障がい者の範囲

身体障がい者	身体障害者手帳の1～6級に該当する方
知的障がい者	療育手帳のA1～B2に該当する方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の1～3級に該当する方

③市税等に滞納がないこと

補助額

対象となる障がい者1人あたりの補助額 市内在住者 50,000円

市外在住者 30,000円

- ▷ 交付期間は5年間(雇用保険の資格取得日から1年経過後の最初の10月1日から起算)
- ▷ 申請は年度毎(今年度の補助対象者は上記「対象」参照)

申請方法

下記を令和5年10月2日(月)～**10月31日(火)【必着】**に産業活性課に持参

(1) 申請書

▷ 様式、記入例・注意事項はホームページからダウンロードください

(2) 雇用状況報告書

▷ 修正液や消えるペンは使用しないでください

(3) 請求書

(4) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※本社が市外の場合、市内で1年以上操業していることが分かる書類(決算書や賃貸借契約書の写し等)も必要です

(5) 対象者の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し(全ページ)

(6) 対象者の「雇用保険被保険者証」の写し

申請はお早めに
(予算の範囲内での補助となります)

申請先
・お問合せ

大和市役所 産業活性課 (大和市下鶴間1-1-1 本庁舎1階)

受付時間 土日祝除く8:30～12:00、13:00～17:00

☎ 046-260-5135

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/40/sangyo/kigyoushien/hojokintou/4179.html>